

〔注〕平成21年3月から改正経過を注記した。

改正 平成16年10月29日規則第89号 平成17年3月29日規則第16号
平成21年3月31日規則第30号 平成21年9月24日規則第78号
平成28年3月1日規則第26号

清潔で美しい杉並区をみんなでつくる条例施行規則（平成10年杉並区規則第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（平成15年杉並区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（警察署と協議をするよう指導する建築物）

第2条 条例第8条第1項の規則で定める建築物は、次のとおりとする。

- （1） 共同住宅（住戸の数が、5以上のものに限る。）
- （2） 大規模な店舗（建物の営業を行うための店舗（小売店、飲食店、興行場その他区長が定めるものに限る。）の用に供される床面積の合計が、500平方メートル（午後11時から午前6時までの間において営業を行う施設にあっては、300平方メートル）を超えるものに限る。）
- （3） 長屋（住戸の数が、5以上のものに限る。）
- （4） 寄宿舎及び下宿
- （5） 清涼飲料、パンその他の飲食料品の小売業を営む店舗であって、1日につき14時間以上営業を行うもの（第2号に該当するものを除く。）

（委託の手続）

第2条の2 条例第9条の2の規定により草木の除去及び廃棄物の処理（以下「草木の除去等」という。）を委託しようとする者は、委託申込書（第1号様式）により区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申込みを承諾したときは、別に定める契約書により草木の除去等の委託契約を締結するものとする。

（草木の除去等の費用）

第2条の3 草木の除去等を委託する者は、前条第2項の契約を締結した際に、委託料を納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の委託料は、草木の除去等に要する実費とする。

（生活安全・環境美化推進モデル地区の指定、変更又は解除の告示）

第3条 条例第10条第1項の規定により生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）を指定したときは、生活安全・環境美化推進モデル地区標識（第1号の2様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第10条第4項及び第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1） 推進モデル地区の名称
 - （2） 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する地区
 - （3） 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する期日
- （路上禁煙地区の指定、変更又は解除の告示）

第4条 条例第11条第1項の規定により路上禁煙地区を指定したときは、路上禁煙地区標識（第2号様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第11条第5項及び第6項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1） 路上禁煙地区の名称
 - （2） 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する地区
 - （3） 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する期日
 - （4） 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する時間帯
- （国又は地方公共団体の施策に協力する組織の登録等）

第5条 区長は、条例第10条第1項の規定により指定した推進モデル地区又は条例第11条第1項の規定により指定した路上禁煙地区内において、国又は地方公共団体の施策に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に関する組織活動を行う区民の自主的な組織と認めるものを、別に定めるところにより登録することができる。

2 区長は、前項の規定により登録した組織に対して、生活安全の確保及び環境の美化の推進を図るための啓発等に要する物品の支給その他区長が必要と認める支援を行うことができる。

(協議会の招集通知)

第6条 条例第13条第1項に規定する杉並区生活安全協議会(以下「協議会」という。)の会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(協議会の副会長)

第7条 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(協議会の部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員(以下「部会員」という。)のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 部会は、重要な事項の調査審議のため必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議会の委員)

第9条 条例第14条第1項に規定する委員は、次のとおりとする。

(1) 区民 13人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 関係行政機関の職員 5人以内

(勧告書)

第10条 条例第17条第1項から第3項までの規定による勧告は、勧告書(第3号様式)により行うものとする。

(改善等命令書)

第11条 条例第17条第4項の規定による命令は、改善等命令書(第4号様式)により行うものとする。

(公表)

第12条 区長は、条例第17条第5項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべきものに対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を杉並区広報への掲載等により行うものとする。

(1) 違反したものの住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 違反の日時及び場所

(3) 違反の内容

(4) 勧告又は命令の内容

(5) 弁明の内容その他の区長が必要と認める事項

(立入調査をする職員の身分証明書)

第12条の2 条例第17条の3第2項に規定する身分を示す証明書は、第4号の2様式のとおりとする。

(過料)

第13条 条例第21条(第1号を除く。)の規定による過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知・弁明書(第5号様式)により告知するとと

もに、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の過料の処分をする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書（第6号様式）を交付するものとする。

3 条例第21条（第1号を除く。）の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

一部改正〔平成21年規則30号・78号〕

（過料の処分をする職員の身分証明書の携帯等）

第14条 条例第21条の規定による過料の処分をする職員は、その身分を示す証明書（第7号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第89号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第30号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日規則第78号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

（第2条の2関係）

第1号の2様式

（第3条関係）

第2号様式

（第4条関係）

第3号様式

（第10条関係）

第4号様式

（第11条関係）

全部改正〔平成28年規則26号〕

第4号の2様式

（第12条の2関係）

第5号様式

（第13条関係）

全部改正〔平成21年規則78号〕

第6号様式

（第13条関係）

全部改正〔平成28年規則26号〕

第7号様式

（第14条関係）